平成23年3月8日日本玩具協会

経産省・消費者庁からの製品事故報告に関する通知について

経産省から「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請(事業者に対する再周知)」(平成23年3月4日付)、及び、消費者庁から「消費生活用製品安全法に基づく報告義務等の周知」(平成23年3月付)について通知がありましたのでご連絡します。詳細は、添付のPDF資料(10ページ)をご参照ください。

## (説明)

最近、テレビ台破損や自転車用幼児座席の事故などによるリコールが起きていること、 また、2月1日の閣議において、総務大臣から経産省及び消費者庁に対して、「製品の 安全対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告が行われました。

これを受けて、経産省・消費者庁は、製品安全対策の取組を強化することとし、今回の通知を行ったものです。

なお、<u>通知内容は、これまでの通知のあった事項(下記)について、再度周知を図るも</u>のです。

## (これまでの通知)

平成19年4月9日付の通知(経産省通知)

「重大製品事故」についての経済産業省への報告、「重大製品事故以外の製品事故」 についての独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)への報告等に関する通知。

平成20年10月10日付の通知(経産省通知)

「重大製品事故以外の製品事故」(非重大事故) について、NITE に対する情報提供 に積極的に対応頂きたい旨の再要請の通知

(NITE への報告の対象となる「非重大事故」の目安が示されている。)

## 平成21年9月1日付の通知(経産省通知)

消費者庁の設立(平成 21 年 9 月 1 日)に伴い消費生活用製品の事故情報報告制度が変更され、<u>重大製品事故の報告先が経済産業省から消費者庁に変更</u>になった旨の通知。